

飲食店への支援(その1)

飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金 (申請期限を4月16日まで延長します。)

県民の皆様に安心して飲食店を利用してもらえるようにするため、県内の飲食店に対して、感染予防対策を目的とする設備の購入に必要な経費を補助する広島県の事業です。

※令和2年9月8日(火)から令和3年4月16日(金)までの間に購入設置、支払完了したものに限ります。

※令和3年3月31日(水)までの申請期限延長については確定していますが、4月1日から4月16日までの延長分については、令和3年広島県議会2月定例会の議決により確定します。

◆ 補助対象経費

①飛沫感染予防対策（パーテーション）

例) アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン、フロアマーカー

②接触感染予防対策

例) 非接触体温計、サーモカメラ、コイントレイ、非接触ドアオープナー
非接触ソープディスペンサー、非接触蛇口、非接触消毒液ディスペンサー
足踏み式消毒液スタンド、セルフレジ、自動券売機、トイレ便座自動開閉

③換気による感染予防対策

例) 換気扇、サーキュレーター

※商品案内に「サーキュレーター機能」、「空気を循環させる」という文言があれば換気による感染予防対策として申請可能です。文言記載書面を申請書と一緒に同封下さい。

④その他、上記3つの分野に該当する感染予防対策に係る設備の設置

⑤上記3つの分野に該当する対策商品の買替・付け替え

例) アクリル板の買替、ビニールカーテンの付替、換気扇の付替

※ 設置費、送料も含みます。

※ マスク、ゴーグル、フェイスシールド、消毒用アルコール、手袋、石鹼液等の消耗品は補助対象外です。

※エアコン、扇風機、空気清浄機、加湿器、オゾン発生器、光触媒コーティング、食洗器は補助対象外です。



◆ 申請受付期間

令和3年4月16日(金)まで(消印有効)

(申請方法などは裏面をご覧ください)

◆ 補助上限額

1店舗当たり **10万円** (申請は1店舗につき1回限り)

※店舗を複数有する場合、店舗ごとに申請できます。

対象となる支出額の範囲	補助額
1万円以上2万円未満	1万円
2万円以上3万円未満	2万円
3万円以上4万円未満	3万円
4万円以上5万円未満	4万円
5万円以上6万円未満	5万円

対象となる支出額の範囲	補助額
6万円以上7万円未満	6万円
7万円以上8万円未満	7万円
8万円以上9万円未満	8万円
9万円以上10万円未満	9万円
10万円以上	10万円

◆ 補助対象者

飲食店※を経営する法人又は個人であって、次の全てに該当する者

※日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店

- ① 広島県内に店舗があること。
- ② 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。
- ③ 助成対象として申請した内容(経費)に関して同一年度内において、国・県・市町等が実施する他の制度(補助金等)から支援を受けていないこと。
- ④ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑤ 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- ⑥ 国、県等から配布されるポスターを利用者から見えやすい場所に掲示すること。
- ⑦ 県の「広島積極ガード店」に登録すること。
- ⑧ 県の「広島コロナお知らせQR」を導入して利用者に登録を促すこと。
- ⑨ 行政からの要請(特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等)に従うこと。
- ⑩ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、利用者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、利用者に連絡するとともに、管轄の保健所に報告し、保健所が行う積極的疫学調査に協力すること。また、利用者が把握できない場合などは自主的に店舗名を公表すること。
- ⑪ 県又は県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。

◆ 申請方法・問合わせ先

下記の宛先に郵送してください。

〒730-0031

広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル11階 広島県飲食店新型コロナ対策補助金事務局
TEL: 082-546-1211 [受付時間] 10:00~17:00 (土・日・祝日, 12/26~1/3は除く)
※簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。